時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價郵送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一ヶ月　前金五拾錢○三ヶ月　前金壹圓四拾五錢○六ヶ月　前金貳圓八拾五錢○一ヶ年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

時事新報郵送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津
一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國
一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋
一ヶ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲
一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯偉、清國諸港
一ヶ月　金三拾五錢

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を塡塞するより各社同一の記事を掲ぐるみと寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戻せず又本社に保存せず

時事新報

第十五國立銀行

は世に所謂華族銀行にして資本金千七百八十二萬六千百圓、年々の利益少からずして本年上半季までの總積立金は五百四十萬圓に及べり從來は國立銀行の特典もあり政府の筋に於ても特に華族を保護するの內意に基き同銀行より借入れたる征討費の如き依然七分五厘の利息を拂ふて今日に至りたるが故に本來華族財產の維持を目的にして單に營業の利を謀るものならざるにも拘はらず他の國立銀行に比較すれば自から利益も多くして行運の盛大を致したる次第なれども其營業の期限は來る明治三十年中に終りを告げ之と同時に征討費も償還さるゝみとなれば（政府の都合に據りては必ずしも其期限を待つに及ばざる可し）其後の方針は如何すべきやと云ふに聞く所に據れば銀行の當局者は其方針に關して株主の意見を尋ね妙案を得れば兎も角も別に意見もなきときは私立銀行として營業を繼續するみとならんと云ふ若しも滿期の後に至るも營業を繼續せんとするときは私立に改るの外なけれども既に私立銀行と爲れば今日の如き特典なきは勿論、金融社會に馳驅して一般の銀行と競爭するには其間に機敏活潑の働を要するとにして華族の財產を安全に維持するが爲めには果して策の得たるものなるや否や一考を要する所なる可し或は從來同銀行の株券は華族外の他人に賣るみとを得ざるの內規なりしに今度その內規を止めたるに就ては株の賣買も自由にして若しも是までの株主たる華族の人々にして私立の營業を欲せざるものあれば今の中に其株を賣却して他に放資の道を求むるも可なるが如くなれども現に其株券の過半は世襲財產の許可を得たるものなりと云へば營業滿期に至らざる其間は勝手に處分するみと能はざる可し元來同銀行の設立は華族の人々が共同一致その財產を維持するの目的にして幸に今日まで安全に維持し來りたるみとなれば今更ら之を分解して銘々の勝手に一任するは最初の目的に非ざるのみか其金額も資本金積立金合して二千三百萬圓以上の大金にして如何なる事業をも經營するみとを得べきが故に矢張り今日までの如く共同一致して確實なる事業に着手するみと得策なるが如し扨その事業とは如何なるものなりやと云ふに私立銀行の營業も華族財產の性質に不似合なりとして他に確實なる方法を求むるときは今日の經濟社會に於て鐵道の事業みと能く大資本を吸收す可きものなれば我輩は此事業を贊成して其放資の手段には或は既成鐵道の株を買入るゝなり或は新に敷設を企るなり事の宜しきに從ふ可しと云ふ中にも今の官設鐵道を買受るが如きは最も適當の案なる可しと特に此一案を勸告するものなり曾て本紙上に論じたる如く官設鐵道の賣却は日本の鐵道擴張の爲めには是非とも必要にして早晩實行せざる可らざるみとなれば政府に於ても之を賣るに確實なる大金主あるみと幸なれ双方の爲めに至極の好都合なる可し官有鐵道の建設費は凡そ四千萬圓なれども今日の相場にては六七千萬圓の價ある可し華族銀行の二千何百萬圓にては固より不足なれども華族の銘々に就て見れば銀行株金の外に私產も亦少からず且鐵道の賣却は會計法に從て公賣を布告するが故に世間の金滿家中に遊金の用法を求る者も多ければ政府の公賣には十分高き價を命じても必ず之に應ずるものありて六七千萬圓の資本を得るみと敢て難からざる可し十五銀行の善後に關する始末を聞き聊か思付の儘を一言するものなり

官報

○司法省告示第四十二號
宮崎地方裁判所管內延岡區裁判所田代、富高、兩出張所管轄登記區畫變更ニ付左ニ記載スル登記簿分割ノ爲メ來ル二十五日ヨリ同三十日マテ該地方ニ係ル登記事務ヲ停止ス
東臼杵郡北鄕村大字入下、黑木ニ關スル地所建物登記簿
同郡東鄕村大字下三ケ、坪谷ニ關スル建物登記簿
明治二十六年九月十三日
司法大臣芳川顯正

雜報

○大坂市參事會員及水道委員總辭職　大坂市參事會員及び同水道敷設委員は水道鐵管購入請負破約の事件に付き端なく市民の批難を受くるに至りしかば過日來屢々府廳の事務所に會合して審議を凝し去る十一日午前の協議會に於て東西北の三區員は熟心に總辭職を主張したるも獨り南區の參事會員田村、市川の二氏同水道委員小森、谷口の兩氏は此際周章して辭職するに足らず宜しく市會の決議に任ずべしと云ひ更に決する模樣も見えず遂に三區員は聯帶辭職を爲す能はざれば各區任意の處置をなすべしと言出でたるより玆に再び南區員の省慮するみとなり遂に總辭職を爲す一決し夫々左の辭表を提出せり

本市水道布設に要する鐵管購入の件に付き本職を盡さゞる事と存じ玆に辭職候也

市參事會員・佐野與兵衛　山口　幸七　上田　武藏
中井　一馬　河合利兵衛早瀨太郎三郎
播本　孝良
大坂市參事會山田信道殿

又南區の分は前文同樣なるも末項に左の文を加へたり

市會に對して事の顚末を詳細辨明したる事なき爲め今に於て其職を辭するが如き却て責任を盡さゞるの嫌ありと雖も市參事會員多數の意見により聯帶責任として直に辭職す可きに決したり依て已を得ず玆に辭退書差出候也

市參事會員　田村　太兵衛
市川　市兵衛
大坂市參事會山田信道殿

尙ほ水道敷設委員六名は左の辭表を出し南區の小森田口の二氏は前記田村市川兩氏と同樣の文意にて辭表を提出したりと云ふ

今般本市水道布設鐵管購入に付ヲヤーデンマヂソン商會の入札を取消し再入札の手續を要するに到りたるは其責を免れざる事と存候に付本職辭退致候也
明治二十六年九月十一日　牧野　清兵衛
外五名各通
市會議長森作太郎殿

然るに獨り市參事會員山口幸七氏は當時折能く北區長に推撰されしを以て辭表には其旨を認めありしと云ふ

○鐵管入札破約と大坂市會　大坂市會は去る十一日午後一時より開かんとせしに彼の水道鐵管入札破約問題に付き議員中硬軟の二派に分れ硬派は市會に於て參事會員、水道委員の信任投票を行ひたる上辭職せしむべしとの決心なりし處二十八名に對する二十名にては迚も議場に勝を占むるみと能はざれば此日は流會せしめて翌十二日の開會時刻までに大に奔走して賛成者を募らんとて同派は一名を除くの外總て缺席したれば出席者は定員に滿たざりしを以て流會となりたり然るに硬派の目指す人々は既に總辭職を爲せしに因り此上は後任撰擧に際し辭職者を再撰せざる樣にと運動し居るよしなり

○露國政府軍艦塗抹法を認可す　露國政府にては海軍省の建議を容れ軍艦塗抹法を左の如く認可したるよし

主戰艦其他の巨艦は淡灰色水雷艇は總て暗黑色

右は露國海軍省が從來遠間に於て又は夜間に於て實際の經驗を以て研究したるものにて即ち敵の認識を避くるの目的に出でたるものにして實戰上の効力にて實に莫大なるものなり云々と露京よりの通報に見ゆ

○吉野艦出發の期　過日ニウカッスルに到着したる軍艦吉野回航委員は同艦に乘組みたるも未だ悉皆竣功せざるに付アームストロング會社より未だ引渡を受けざる由なるが航海の準備を終り出發歸朝の途に就くは來月下旬なるべしと

○射擊演習　山地第一師團長は一昨日より野戰砲兵第一聯隊射擊檢閲として長野縣軽井澤驛及歩兵第十五聯隊隨時檢閲として群馬縣下へ出張したるよし

○北信八州大會　去る十日午後一時より福井市の照手座にて信州及び北越七州台同の北信八州會第二回大會を開き同會の規約に關する議案を議決し第三回大會を金澤市に開くみと及び治水事業、銀貨問題、蚕業銀行設置の可否等は代議士に依頼して精密の調査を爲すみとを議定せしが當日自由黨本部より出席せしは加藤平四郎、片岡健吉及び鈴木昌司、龍野周一郎の諸氏にて翌十一日には政談演說會を開き更に懇親會を催したるよし

○富岡製絲所引渡　高保氏に十二萬千四去る十二日の紙上に載る通信に據れば右製絲所の引渡を受けたる人多く實際の談相手として附添ひ即ち本月十日の如きは大なりし又土地の人民は衰にも關するみと なし催して其邊の相談を爲すに及て三井高保氏の色ありたり次に又從の如きも今度の持參の遣ふの模樣もなきに他を集めて三井氏の なるも惡くなる氣遣し云々の趣旨を以て亦頗る安心の色あり渡しを爲す由なるが仕組等の變更を爲さるの意なるやに聞け出は輸入に超過して其を來すみとなきやは思ふ程にはあらざ入品なるものは鐵類と云ひ孰れも必需品（殊に鐵類）は賛成す或は以前よりは安購買力は如何にと云年來米作の宜かりし居るは疑ふ可らざる は之を意とせず必要 意よりの時期に差迫 を見るに至るみと 首位を占むる生絲 上に米國の不景氣 りたる程なれば其 たる商業機關は爰 隨分容易ならざれ に賣行かんみとは の爲めに輸出を增加 際に見るみとなき ふて差したる不平 暴及び今回認可な 資本金を二十萬圓 積立金十二萬餘圓 徵收するか或は他 又同所新築費は已 に建築する筈なり

○五厘金拂渡　物貨を購買するには の步金を買主たる 大坂の紡織業者の